

第15号議案

ふじみ野市子どもいじめ防止条例の一部を改正する条例

ふじみ野市子どもいじめ防止条例（平成27年ふじみ野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（ふじみ野市いじめ見逃しゼロ連絡協議会）」に改め、同条第1項中「ふじみ野市いじめゼロ連絡協議会」を「ふじみ野市いじめ見逃しゼロ連絡協議会」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月22日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

協議会の名称を変更するため、ふじみ野市子どもいじめ防止条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。